

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税
回避の防止のための日本国とオーストリア共和国との間の条約

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とオーストリア共和国との間の条約

日本国及びオーストリア共和国は、

両国間の経済関係の一層の発展を図ること及び租税に関する両国間の協力を強化することを希望し、
所得に対する租税に関し、脱税又は租税回避を通じた非課税又は租税の軽減（第三国の居住者の間接的な利益のためにこの条約において与えられる租税の免除又は軽減を得ることを目的とする条約漁りの仕組みを通じたものを含む。）の機会を生じさせることなく、二重課税を除去するための条約を締結することを意図して、

次のとおり協定した。

第一条 対象となる者

- 1 この条約は、一方又は双方の締約国の居住者である者に適用する。
- 2 この条約の適用上、いずれか一方の締約国の租税に関する法令の下において全面的に若しくは部分的に

課税上存在しないものとして取り扱われる団体若しくは仕組みによって又はこのような団体若しくは仕組みを通じて取得される所得は、一方の締約国における課税上当該一方の締約国の居住者の所得として取り扱われる限りにおいて、当該一方の締約国の居住者の所得とみなす。この2の規定の適用上、「課税上存在しない」とは、一方の締約国の租税に関する法令の下において、団体又は仕組みの所得の全部又は一部について、当該所得の全部又は一部が当該団体又は仕組みによって当該団体又は仕組みの持分を有する者に分配されるか否かを問わず、当該所得の全部又は一部が生ずる時において当該者が当該所得の全部又は一部を直接に取得したものととして、当該団体又は仕組みに対してではなく、当該者に対して租税が課される場合をいう。

3 この条約は、第九条、第十八条、第十九条、第二十三条から第二十五条まで及び第二十八条の規定に基づいて認められる特典に関する場合を除くほか、一方の締約国の居住者に対する当該一方の締約国の課税に影響を及ぼすものではない。

第二条 対象となる租税

1 この条約は、一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体が課する所得に対する租

税（課税方法のいかんを問わない。）について適用する。

2 総所得又は所得の要素に対する全ての租税（財産の譲渡から生ずる収益に対する租税、企業が支払う賃金又は給料の総額に対する租税及び資産の価値の上昇に対する租税を含む。）は、所得に対する租税とされる。

3 この条約が適用される現行の租税は、次のものとする。

(a) オーストリアについては、

(i) 所得税

(ii) 法人税

（以下「オーストリアの租税」という。）

(b) 日本国については、

(i) 所得税

(ii) 法人税

(iii) 復興特別所得税

(iv) 地方法人税

(v) 住民税

(以下「日本国の租税」という。)

4 この条約は、現行の租税に加えて又はこれに代わつてこの条約の署名の日の後に課される租税であつて、現行の租税と同一であるもの又は実質的に類似するものについても、適用する。両締約国の権限のある当局は、各締約国の租税に関する法令について行われた重要な改正を相互に通知する。

第三条 一般的定義

1 この条約の適用上、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、

(a) 「オーストリア」とは、オーストリア共和国をいう。

(b) 「日本国」とは、地理的意味で用いる場合には、日本国の租税に関する法令が施行されている全ての領域（領海を含む。）及びその領域の外側に位置する区域であつて、日本国が国際法に基づいて主権的権利を有し、かつ、日本国の租税に関する法令が施行されている全ての区域（海底及びその下を含む。）をいう。

- (c) 「一方の締約国」及び「他方の締約国」とは、文脈により、日本国又はオーストリアをいう。
- (d) 「者」には、個人、法人及び法人以外の団体を含む。
- (e) 「法人」とは、法人格を有する団体又は租税に関し法人格を有する団体として取り扱われる団体をいう。
- (f) 「企業」は、あらゆる事業の遂行について用いる。
- (g) 「一方の締約国の企業」及び「他方の締約国の企業」とは、それぞれ一方の締約国の居住者が営む企業及び他方の締約国の居住者が営む企業をいう。
- (h) 「国際運輸」とは、一方の締約国の企業が運用する船舶又は航空機による運送（他方の締約国内の地点の間においてのみ運用される船舶又は航空機による運送を除く。）をいう。
- (i) 「権限のある当局」とは、次の者をいう。
 - (i) オーストリアについては、連邦財務大臣又は権限を与えられたその代理人
 - (ii) 日本国については、財務大臣又は権限を与えられたその代理人
- (j) 一方の締約国についての「国民」とは、次の者をいう。

- (i) 当該一方の締約国の国籍又は市民権を有する全ての個人
- (ii) 当該一方の締約国において施行されている法令によってその地位を与えられた全ての法人、組合又は団体
- (k) 「事業」には、自由職業その他の独立の性格を有する活動を含む。
- (1) 「年金基金」とは、次の(i)から(iii)までに規定する要件を満たす者をいう。
 - (i) 一方の締約国の法令に基づいて設立されること。
 - (ii) 退職年金、退職手当その他これらに類する報酬を管理し、若しくは給付することを主たる目的として運営されること又は退職年金、退職手当その他これらに類する報酬を管理し、若しくは給付することを主たる目的として運営される一若しくは二以上の者の利益のために所得を取得することを主たる目的として運営されること。
 - (iii) (ii)に規定する活動に関して取得する所得について当該一方の締約国において租税を免除されるところ。

2 一方の締約国によるこの条約の適用に際しては、この条約において定義されていない用語は、文脈によ

り別に解釈すべき場合を除くほか、この条約の適用を受ける租税に関する当該一方の締約国の法令において当該用語がその適用の時点で有する意義を有するものとする。当該一方の締約国において適用される租税に関する法令における当該用語の意義は、当該一方の締約国の他の法令における当該用語の意義に優先するものとする。

第四条 居住者

1 この条約の適用上、「一方の締約国の居住者」とは、一方の締約国の法令の下において、住所、居所、事業の管理の場所、本店又は主たる事務所の所在地その他これらに類する基準により当該一方の締約国において租税を課されるべきものとされる者をいい、当該一方の締約国及び当該一方の締約国の地方政府又は地方公共団体を含む。ただし、「一方の締約国の居住者」には、一方の締約国内に源泉のある所得のみについて当該一方の締約国において租税を課されるべきものとされる者を含まない。

2 1の規定により双方の締約国の居住者に該当する個人については、次のとおりその地位を決定する。

(a) 当該個人は、その使用する恒久的住居が存在する締約国の居住者とみなす。その使用する恒久的住居を双方の締約国内に有する場合には、当該個人は、その人的及び経済的関係がより密接な締約国（重要

な利害関係の中心がある締約国）の居住者とみなす。

(b) その重要な利害関係の中心がある締約国を決定することができない場合又はその使用する恒久的住居をいずれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、その有する常用の住居が存在する締約国の居住者とみなす。

(c) その常用の住居を双方の締約国内に有する場合又はこれをいずれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、当該個人が国民である締約国の居住者とみなす。

(d) 当該個人が双方の締約国の国民である場合又はいずれの締約国の国民でもない場合には、両締約国の権限のある当局は、合意により当該事案を解決する。

3 1の規定により双方の締約国の居住者に該当する者で個人以外のものについては、両締約国の権限のある当局は、その者の事業の実質的な管理の場所、その者の本店又は主たる事務所の所在地、その者が設立された場所その他関連する全ての要因を考慮して、合意により、この条約の適用上その者が居住者とみなされる締約国を決定するよう努める。両締約国の権限のある当局によるそのような合意がない場合には、その者は、この条約により認められる租税の軽減又は免除を受けることができない。

第五条 恒久的施設

1 この条約の適用上、「恒久的施設」とは、事業を行う一定の場所であつて企業がその事業の全部又は一部を行つてゐるものをいう。

2 「恒久的施設」には、特に、次のものを含む。

- (a) 事業の管理の場所
- (b) 支店
- (c) 事務所
- (d) 工場
- (e) 作業場
- (f) 鉱山、石油又は天然ガスの坑井、採石場その他天然資源を採取する場所

3 建築工事現場又は建設若しくは据付けの工事については、これらの工事現場又は工事が十二箇月を超える期間存続する場合に限り、恒久的施設を構成するものとする。

4 1から3までの規定にかかわらず、次の活動を行う場合は、「恒久的施設」に当たらないものとする。

- (a) 企業に属する物品又は商品の保管又は展示のためにのみ施設を使用すること。
- (b) 企業に属する物品又は商品の在庫を保管又は展示のためにのみ保有すること。
- (c) 企業に属する物品又は商品の在庫を他の企業による加工のためにのみ保有すること。
- (d) 企業のために物品若しくは商品を購入し、又は情報を収集することのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。

(e) 企業のために(a)から(d)までに規定されていない活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。ただし、当該活動が準備的又は補助的な性格のものである場合に限る。

(f) (a)から(e)までに規定する活動を組み合わせた活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。ただし、当該一定の場所におけるこのような組合せによる活動の全体が準備的又は補助的な性格のものである場合に限る。

5 4の規定は、事業を行う一定の場所を使用し、若しくは保有する企業又は当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所又は当該一定の場所が存在する締約国内の他の場所において事業活動を行う場合において、次の(a)又は(b)の規定に該当するときは、当該一定の場所については、適用しない。ただし、当該企

業及び当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所において行う事業活動又は当該企業若しくは当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所及び当該他の場所において行う事業活動が、一体的な業務の一部として補完的な機能を果たす場合に限る。

(a) この条の規定に基づき、当該一定の場所又は当該他の場所が当該企業又は当該企業と密接に関連する企業の恒久的施設を構成すること。

(b) 当該企業及び当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所において行う活動の組合せ又は当該企業若しくは当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所及び当該他の場所において行う活動の組合せによる活動の全体が準備的又は補助的な性格のものではないこと。

6 1及び2の規定にかかわらず、7の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国内において企業に代わって行動する者が、そのように行動するに当たり、反復して契約を締結し、又は当該企業によって重要な修正が行われることなく日常的に締結される契約の締結のために反復して主要な役割を果たす場合において、これらの契約が次の(a)から(c)までの規定のいずれかに該当するときは、当該企業は、その者が当該企業のために行う全ての活動について、当該一方の締約国内に恒久的施設を有するものとする。ただ

し、その者の活動が4に規定する活動（事業を行う一定の場所で行われたとしても、4の規定により当該一定の場所が恒久的施設であるものとされないようなもの）のみである場合は、この限りでない。

(a) 当該企業の名において締結される契約

(b) 当該企業が所有し、又は使用の権利を有する財産について、所有権を移転し、又は使用の権利を付与するための契約

(c) 当該企業による役務の提供のための契約

7 6の規定は、一方の締約国内において他方の締約国の企業に代わって行動する者が、当該一方の締約国内において独立の代理人として事業を行う場合において、当該企業のために通常の方法で当該事業を行うときは、適用しない。ただし、その者は、専ら又は主として一又は二以上の自己と密接に関連する企業に代わって行動する場合には、当該企業について、この7に規定する独立の代理人とはされない。

8 この条の規定の適用上、ある者とある企業とは、全ての関連する事実及び状況に基づいて、一方が他方を支配している場合又は両者が同一の者若しくは企業によって支配されている場合には、密接に関連するものとする。いかなる場合にも、ある者とある企業とは、一方が他方の受益に関する持分の五十パーセン

トを超えるもの（法人の場合には、当該法人の株式の議決権及び価値の五十パーセント又は当該法人の資本に係る受益に関する持分の五十パーセントを超えるもの）を直接若しくは間接に所有する場合又は第三者がその者及びその企業の受益に関する持分の五十パーセントを超えるもの（法人の場合には、当該法人の株式の議決権及び価値の五十パーセント又は当該法人の資本に係る受益に関する持分の五十パーセントを超えるもの）を直接若しくは間接に所有する場合又は第三

9 一方の締約国の居住者である法人が、他方の締約国の居住者である法人若しくは他方の締約国内において事業（恒久的施設を通じて行われるものであるか否かを問わない。）を行う法人を支配し、又はこれらに支配されているという事実のみによつては、いずれの一方の法人も、他方の法人の恒久的施設とはされない。

第六条 不動産所得

1 一方の締約国の居住者が他方の締約国内に存在する不動産から取得する所得（農業又は林業から生ずる所得を含む。）に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 「不動産」とは、当該財産が存在する締約国の法令における不動産の意義を有するものとする。「不動

産」には、いかなる場合にも、不動産に附属する財産、農業又は林業に用いられる家畜類及び設備、不動産に関する一般法の規定の適用がある権利、不動産用益権並びに鉱石、水その他の天然資源の採取又は採取の権利の対価として料金（変動制であるか固定制であるかを問わない。）を受領する権利を含む。船舶及び航空機は、不動産とはみなさない。

3 1の規定は、不動産の直接使用、賃貸その他の全ての形式による使用から生ずる所得について適用する。

4 1及び3の規定は、企業の不動産から生ずる所得についても、適用する。

第七条 事業利得

1 一方の締約国の企業の利得に対しては、その企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行わない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行う場合には、その企業の利得のうち当該恒久的施設に帰せられる部分に対してのみ、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 3の規定に従うことを条件として、一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行う場合には、当該恒久的施設が、同一又は類似の条件で同一又は類似の活動を行う別個のかつ分離した企業であつて、当該恒久的施設を有する企業と全く独立の立場で取引を行うものであるとしたならば当該恒久的施設が取得したとみられる利得が、各締約国において当該恒久的施設に帰せられるものとする。

3 恒久的施設の利得を決定するに当たっては、経営費及び一般管理費を含む費用であつて当該恒久的施設のために生ずるものは、当該恒久的施設が存在する締約国内において生ずるものであるか他の場所において生ずるものであるかを問わず、控除することを認められる。

4 恒久的施設が企業のために物品又は商品の単なる購入を行つたことを理由としては、いかなる利得も、当該恒久的施設に帰せられることはない。

5 1から4までの規定の適用上、恒久的施設に帰せられる利得は、毎年同一の方法によつて決定する。ただし、別の方法を用いることにつき正当な理由がある場合は、この限りでない。

6 他の条で別個に取り扱われている所得が企業の利得に含まれる場合には、当該他の条の規定は、この条

の規定によつて影響されることはない。

第八条 海上運送及び航空運送

1 一方の締約国の企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによつて取得する利得に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 第二条の規定にかかわらず、一方の締約国の企業は、船舶又は航空機を国際運輸に運用することにつき、オーストリアの企業である場合には日本国の事業税を、日本国の企業である場合には日本国の事業税に類似する租税でオーストリアにおいてこの条約の署名の日の後に課されるものを、免除される。

3 1及び2の規定は、共同計算、共同経営又は国際経営共同体に参加していることによつて取得する利得についても、適用する。

第九条 関連企業

1 次の(a)又は(b)の規定に該当する場合であつて、そのいずれの場合においても、商業上又は資金上の関係において、双方の企業の間に、独立の企業の間に設けられる条件と異なる条件が設けられ、又は課されているときは、その条件がないとしたならば一方の企業の利得となつたとみられる利得であつてその条件の

ために当該一方の企業の利得とならなかったものに対しては、これを当該一方の企業の利得に算入して租税を課することができる。

- (a) 一方の締約国の企業が他方の締約国の企業の経営、支配又は資本に直接又は間接に参加している場合
- (b) 同一の者が一方の締約国の企業及び他方の締約国の企業の経営、支配又は資本に直接又は間接に参加している場合

- 2 一方の締約国が、他方の締約国において租税を課された当該他方の締約国の企業の利得を当該一方の締約国の企業の利得に算入して租税を課する場合において、その算入された利得が、双方の企業の間に設けられた条件が独立の企業の間に設けられたであろう条件であったとしたならば当該一方の締約国の企業の利得となったとみられる利得であるときは、当該他方の締約国は、その利得に対して当該他方の締約国において課された租税の額について適当な調整を行う。この調整に当たっては、この条約の他の規定に妥当な考慮を払うものとし、両締約国の権限のある当局は、必要があるときは、相互に協議する。

- 3 1の規定にかかわらず、締約国は、1に規定する条件がないとしたならば当該締約国の企業の利得として更正の対象となったとみられる利得に係る課税年度の終了時から十年を経過した後は、1に規定する状

況においても、当該利得の更正をしてはならない。この3の規定は、不正に租税を免れた利得については、適用しない。

第十条 配当

1 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 一方の締約国の居住者である法人が支払う配当に対しては、当該一方の締約国の法令に従って租税を課することができる。ただし、その租税の額は、当該配当の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、当該配当の額の十パーセントを超えないものとする。

3 2の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者である法人が支払う配当に対しては、当該配当の受益者が他方の締約国の居住者であり、かつ、次の(a)又は(b)の規定に該当する場合には、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(a) 当該配当の支払を受ける者が特定される日をその末日とする六箇月の期間を通じ、当該配当を支払う法人の議決権の十パーセント以上を直接又は間接に所有する法人

(b) 年金基金（当該配当が、第三条1(1)(ii)に規定する活動により取得される場合に限る。）

4 2及び3の規定は、配当を支払う法人のその配当に充てられる利得に対する課税に影響を及ぼすものではない。

5 3(a)の規定は、法人が、その受益者に対して支払う配当を当該法人が居住者である一方の締約国における課税所得の計算上控除することができる場合には、当該法人によって支払われる配当については、適用しない。

6 この条において、「配当」とは、株式その他利得の分配を受ける権利（信用に係る債権を除く。）から生ずる所得及びその他の権利から生ずる所得であつて分配を行う法人が居住者である締約国の法令上租税に関し株式から生ずる所得と同様に取り扱われるものをいう。

7 1から3までの規定は、一方の締約国の居住者である配当の受益者が、当該配当を支払う法人が居住者である他方の締約国内において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該配当の支払の基因となった株式その他の持分が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。

8 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国内において利得又は所得を取得する場合には、当該他方の締約国は、当該法人の支払う配当及び当該法人の留保所得については、これらの配当及び留保所得の全部又は一部が当該他方の締約国内において生ずる利得又は所得から成るときにおいても、当該配当（当該他方の締約国の居住者に支払われる配当及び配当の支払の基因となった株式その他の持分が当該他方の締約国内にある恒久的施設と実質的な関連を有するものである場合の配当を除く。）に対していかなる租税も課することができず、また、当該留保所得に対して租税を課することができない。

第十一条 利子

1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者が受益者である利子に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 1の規定にかかわらず、

(a) オーストリアについては、信用に係る債権で利得の分配を受ける権利があるものから生ずる所得（利得分配型貸付及び利得分配型債券から生ずる所得を含む。）に対しては、当該所得がオーストリア内において生ずる場合には、オーストリアにおいても、オーストリアの法令に従って租税を課することがで

きる。

(b) 日本国については、債務者若しくはその関係者の収入、売上げ、所得、利得その他の資金の流出入、債務者若しくはその関係者の有する資産の価値の変動若しくは債務者若しくはその関係者が支払う配当、組合の分配金その他これらに類する支払金を基礎として算定される利子又はこれに類する利子であつて、日本国内において生ずるものに対しては、日本国においても、日本国の法令に従つて租税を課することができる。

3 この条において、「利子」とは、全ての種類の信用に係る債権（担保の有無及び債務者の利得の分配を受ける権利の有無を問わない。）から生ずる所得、特に、公債、債券又は社債から生ずる所得（公債、債券又は社債の割増金及び賞金を含む。）及び他の所得で当該所得が生ずる締約国の法令上租税に関し貸付金から生ずる所得と同様に取り扱われるものをいう。前条で取り扱われる所得及び支払の遅延に対して課される損害金は、この条の規定の適用上利子には該当しない。

4 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である利子の受益者が、当該利子の生ずる他方の締約国内において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該利子の支払の基因と

なつた債権が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。

5 利子は、その支払者が一方の締約国の居住者である場合には、当該一方の締約国内において生じたものとする。ただし、利子の支払者が、一方の締約国内に恒久的施設を有する場合において、当該利子の支払の基因となつた債務が当該恒久的施設について生じ、かつ、当該利子が当該恒久的施設によって負担されるものであるときは、当該利子の支払者がいずれかの締約国の居住者であるか否かを問わず、当該利子は、当該恒久的施設の存在する当該一方の締約国内において生じたものとする。

6 利子の支払の基因となつた債権について考慮した場合において、利子の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、当該利子の額が、その関係がないとしたならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうちその超過する部分に対しては、この条約の他の規定に妥当な考慮を払つた上で、各締約国の法令に従つて租税を課することができる。

第十二条 使用料

1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者が受益者である使用料に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 この条において、「使用料」とは、文学上、芸術上若しくは学術上の著作物（映画フィルムを含む。）の著作権、特許権、商標権、意匠、模型、図面、秘密方式若しくは秘密工程の使用若しくは使用の権利の対価として又は産業上、商業上若しくは学術上の経験に関する情報の対価として受領される全ての種類の支払金をいう。

3 1の規定は、一方の締約国の居住者である使用料の受益者が、当該使用料の生ずる他方の締約国内において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該使用料の支払の基因となった権利又は財産が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。

4 使用料の支払の基因となった使用、権利又は情報について考慮した場合において、使用料の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、当該使用料の額が、その関係がないとしたならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみら

れる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうちその超過する部分に対しては、この条約の他の規定に妥当な考慮を払った上で、各締約国の法令に従って租税を課することができる。

第十三条 譲渡収益

1 一方の締約国の居住者が第六条に規定する不動産であつて他方の締約国内に存在するものの譲渡によつて取得する収益に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 一方の締約国の居住者が法人の株式又は同等の持分（組合又は信託財産の持分を含む。）の譲渡によつて取得する収益に対しては、当該株式又は同等の持分の価値の五十パーセント以上が、当該譲渡に先立つ三百六十五日の期間のいずれかの時点において、第六条に規定する不動産であつて他方の締約国内に存在するものにより直接又は間接に構成される場合には、当該他方の締約国において租税を課することができる。ただし、当該株式又は同等の持分が第二十一条7(b)に規定する公認の有価証券市場において取引され、かつ、当該一方の締約国の居住者及びその特殊関係者が所有する株式又は同等の持分の数がその種類の株式又は同等の持分の総数の五パーセント以下である場合は、この限りでない。

3 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設の事業用資産を構成する財産（第六条に規定

する不動産を除く。)の譲渡から生ずる収益(当該恒久的施設の譲渡又は企業全体の譲渡の一部としての当該恒久的施設の譲渡から生ずる収益を含む。)に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

4 一方の締約国の企業が国際運輸に運用する船舶若しくは航空機又はこれらの船舶若しくは航空機の運用に係る財産(第六条に規定する不動産を除く。)の譲渡によつて当該一方の締約国の企業が取得する収益に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

5 1から4までに規定する財産以外の財産の譲渡から生ずる収益に対しては、譲渡者が居住者である締約国においてのみ租税を課することができる。

第十四条 給与所得

1 次条、第十七条及び第十八条の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者がその勤務について取得する給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、勤務が他方の締約国内において行われない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。勤務が他方の締約国内において行われる場合には、当該勤務について取得する給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、当該他方

の締約国において租税を課することができる。

2 1の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が他方の締約国内において行う勤務について取得する報酬に対しては、次の(a)から(c)までに規定する要件を満たす場合には、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(a) 当該課税年度において開始し、又は終了するいずれの十二箇月の期間においても、当該報酬の受領者が当該他方の締約国内に滞在する期間が合計百八十三日を超えないこと。

(b) 当該報酬が当該他方の締約国の居住者でない雇用者又はこれに代わる者から支払われるものであること。

(c) 当該報酬が雇用者の当該他方の締約国内に有する恒久的施設によって負担されるものでないこと。

3 1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国の企業が国際運輸に運用する船舶内又は航空機内において行われる勤務に係る報酬に対しては、当該一方の締約国において租税を課することができる。

第十五条 役員報酬

一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の取締役会又はこれに類する機関の構成員の資

格で取得する役員報酬その他これに類する支払金に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

第十六条 芸能人及び運動家

1 第十四条の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が演劇、映画、ラジオ若しくはテレビジョンの俳優、音楽家その他の芸能人又は運動家として他方の締約国内において行う個人的活動によって取得する所得に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 芸能人又は運動家としての個人的活動に関する所得が当該芸能人又は運動家以外の者に帰属する場合には、当該所得に対しては、第十四条の規定にかかわらず、当該芸能人又は運動家の活動が行われる締約国において租税を課することができる。

第十七条 退職年金

次条2の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者が受益者である退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

第十八条 政府職員

- 1 (a) 一方の締約国、一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体又は一方の締約国の法令上の組織に対し提供される役務につき、個人に対し、当該一方の締約国、当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体又は当該一方の締約国の法令上の組織によつて支払われる給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。
- (b) もつとも、当該役務が他方の締約国内において提供され、かつ、当該個人が次の(i)又は(ii)の規定に該当する当該他方の締約国の居住者である場合には、その給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。
 - (i) 当該他方の締約国の国民
 - (ii) 専ら当該役務を提供するため当該他方の締約国の居住者となつた者でないもの
- 2 (a) 1の規定にかかわらず、一方の締約国、一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体又は一方の締約国の法令上の組織に対し提供される役務につき、個人に対し、当該一方の締約国、当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体若しくは当該一方の締約国の法令によつて支払われ、又は当該一方の締約国、当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体若しくは当該一方の締約国の法令

上の組織が設立し、若しくは拠出した基金から支払われる退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(b) もつとも、当該個人が他方の締約国の居住者であり、かつ、当該他方の締約国の国民である場合には、当該退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

3 一方の締約国、一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体又は一方の締約国の法令上の組織の行う事業に関連して提供される役務につき支払われる給料、賃金、退職年金その他これらに類する報酬については、第十四条から前条までの規定を適用する。

第十九条 学生

専ら教育又は訓練を受けるため一方の締約国内に滞在する学生又は事業修習者であつて、現に他方の締約国の居住者であるもの又はその滞在の直前に他方の締約国の居住者であつたものがその生計、教育又は訓練のために受け取る給付（当該一方の締約国外から支払われるものに限る。）については、当該一方の締約国においては、租税を課することができない。この条に定める租税の免除は、事業修習者については、当該一

方の締約国内において最初に訓練を開始した日から一年を超えない期間についてのみ適用する。

第二十条 匿名組合

この条約の他の規定にかかわらず、匿名組合契約その他これに類する契約に関連して匿名組合員が取得する所得及び収益に対しては、当該所得及び収益が生ずる締約国において当該締約国の法令に従って租税を課することができる。

第二十一条 その他の所得

1 一方の締約国の居住者が受益者である所得（源泉地を問わない。）であつて前各条に規定がないものに対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 1の規定は、一方の締約国の居住者である所得（第六条2に規定する不動産から生ずる所得を除く。）の受益者が、他方の締約国内において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該所得の支払の基因となった権利又は財産が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、当該所得については、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。

3 1に規定する居住者と支払者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、1に規定する所

得の額が、その関係がないとしたならば当該居住者及び当該支払者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、所得の額のうちその超過する部分に対しては、この条約の他の規定に妥当な考慮を払った上で、各締約国の法令に従って租税を課することができる。

第二十二条 特典を受ける権利

1 一方の締約国の居住者は、2に規定する適格者に該当する場合には、第十条3、第十一条1又は第十二条1の規定により認められる特典を受ける権利を有する。

2 一方の締約国の居住者は、次の(a)から(f)までの規定のいずれかに該当する場合には、適格者とする。

(a) 個人

(b) 当該一方の締約国の政府、地方政府若しくは地方公共団体又は中央銀行

(c) 法人（その主たる種類の株式が、一又は二以上の公認の有価証券市場において通常取引されるものに限る。）

(d) 年金基金（特典の申請が行われる課税年度の開始の時ににおいてその受益者、構成員又は参加者の五十

パーセント以上がいずれかの締約国の居住者である個人であるものに限る。)

(e) 当該一方の締約国の法令に基づいて設立された者であつて、専ら宗教、慈善、教育、科学、芸術、文化その他公の目的のために運営されるもの(当該一方の締約国の法令において所得の全部又は一部に対する租税が免除されるものに限る。)

(f) 個人以外の者(a)から(e)までの規定のいずれかにより適格者とされるいずれかの締約国の居住者が、議決権その他の受益に関する持分の五十パーセント以上を直接又は間接に所有する場合に限る。)

3 一方の締約国の居住者は、次の(a)又は(b)の規定に該当する場合には、第十条3、第十一条1又は第十二条1にそれぞれ定める所得に関し、これらの規定により認められる特典を受ける権利を有する。

(a) 年金基金については、特典の申請が行われる課税年度の開始の時においてその受益者、構成員又は参加者の七十五パーセント以上が同等受益者である個人であること。

(b) その他の全ての場合については、同等受益者である者が当該居住者の議決権その他の受益に関する持分の七十五パーセント以上を直接又は間接に所有すること。

4 2(f)及び3(b)の規定の適用上、一方の締約国の居住者は、その所得の支払が行われる日(配当の場合に

は、当該配当の支払を受ける者が特定される日）を含む十二箇月の期間を通じてこれらの規定に規定する要件を満たす場合に限り、これらの要件を満たすものとする。

- 5 (a) 一方の締約国の居住者は、第十条3、第十一条1又は第十二条1にそれぞれ定める所得に関し、次の(i)及び(ii)に規定する要件を満たす場合には、これらの規定により認められる特典を受ける権利を有する。

(i) 当該居住者が当該一方の締約国内において事業を行っていること。ただし、当該事業が、当該居住者が自己の勘定のために投資を行い、又は管理するもの（銀行、保険会社又は証券会社が行う銀行業、保険業又は証券業を除く。）である場合は、この限りでない。

(ii) 当該所得が(i)に規定する事業に関連し、又は付随して取得されるものであること。

(b) 一方の締約国の居住者が、他方の締約国内において行う事業から所得を取得する場合又は当該居住者と第九条1(a)若しくは(b)に規定する関係を有する者から他方の締約国内において生ずる所得を取得する場合には、当該居住者が当該一方の締約国内において行う事業が、当該居住者又は当該関係を有する者が当該他方の締約国内において行う事業との関係において実質的なものでなければ、当該所得について

(a)に規定する要件を満たすこととはならない。この(b)の規定の適用上、事業が実質的なものであるか否かは、全ての事実及び状況に基づいて判断される。

(c) (a)の規定に基づきある者が一方の締約国内において事業を行っているか否かを決定するに当たって、その者が組合員である組合が行う事業又はその者に関連する者が行う事業は、その者が行うものとみなす。一方の者と他方の者とは、当該一方の者が当該他方の者の受益に関する持分の五十パーセント以上（法人の場合には、当該法人の議決権の五十パーセント以上）を直接若しくは間接に所有する場合又は第三者がそれぞれの者の受益に関する持分の五十パーセント以上（法人の場合には、当該法人の議決権の五十パーセント以上）を直接若しくは間接に所有する場合には、関連するものとする。いかなる場合にも、一方の者と他方の者とは、全ての事実及び状況に基づいて、当該一方の者が当該他方の者を支配している場合又は両者が一若しくは二以上の同一の者によって支配されている場合には、関連するものとする。

6 一方の締約国の居住者は、適格者に該当せず、かつ、3又は5の規定に基づき第十条3、第十一条1又は第十二条1の規定により認められる特典を受ける権利を有する場合に該当しないときにおいても、特典

の申請が行われる締約国の権限のある当局が、当該居住者の設立、取得又は維持及びその業務の遂行が当該特典を受けることをその主たる目的の一つとしたものでないと認定するときは、これらの規定により認められる特典を受けることができる。

7 この条の規定の適用上、

- (a) 「主たる種類の株式」とは、法人の議決権の過半数を占める一又は二以上の種類の株式をいう。
- (b) 「公認の有価証券市場」とは、次のものをいう。
 - (i) 金融商品市場に関する並びに指令二〇〇二・九二・EC及び指令二〇一一・六一・EUを改正する二千十四年五月十五日付けの欧州議会・閣僚理事会指令二〇一四・六五・EU（改正を含む。）又は同指令を承継する指令に従って規制される市場
 - (ii) 日本国の金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）に基づき設立された有価証券市場
 - (iii) 香港取引所、ナスダック市場、ニューヨーク証券取引所、シンガポール取引所、スイス取引所及び台湾証券取引所
- (iv) この条の規定の適用上、両締約国の権限のある当局が公認の有価証券市場として合意するその他の

有価証券市場

(c) 「同等受益者」とは、一方の締約国に対してこの条約の特典が申請される所得について、当該一方の締約国の法令、この条約又は他の国際的な枠組みに基づき、当該一方の締約国により認められる特典（この条約に基づき当該所得について認められる特典と同等であるものに限る。）を受ける権利を有する者をいう。

8 この条約の他の規定にかかわらず、全ての関連する事実及び状況を考慮して、この条約の特典を受けることが当該特典を直接又は間接に得ることとなる仕組み又は取引の主たる目的の一つであったと判断することが妥当である場合には、そのような場合においても当該特典を与えることがこの条約の関連する規定の目的に適合することが立証されるときを除き、その所得については、当該特典は、与えられない。

第二十三条 二重課税の除去

1 (a) オーストリアの居住者がこの条約の規定に従って日本国において租税を課することができるとする所得を取
得する場合には、(b)から(d)までの規定に従うことを条件として、オーストリアは、当該所得について租
税を免除する。

(b) オーストリアの居住者が第十条、第十一条及び第二十条の規定に従って日本国において租税を課することができる所得を取得する場合には、オーストリアは、日本国において納付される日本国の租税の額を当該居住者の所得に対する租税の額から控除する。ただし、控除の額は、その控除が行われる前に算定された租税の額のうち、日本国内において取得される所得に対応する部分を超えないものとする。

(c) オーストリアの居住者が取得する所得についてこの条約の規定に従ってオーストリアにおいて租税が免除される場合には、オーストリアは、当該居住者の残余の所得に対する租税の額の算定に当たっては、その免除された所得を考慮に入れることができる。

(d) 日本国が、オーストリアの居住者が取得する所得に対して、この条約の規定を適用して租税を免除する場合又は第十条2の規定を適用する場合には、(a)の規定は、当該所得については、適用しない。

2 日本国以外の国において納付される租税を日本国の租税から控除することに関する日本国の法令の規定に従い、日本国の居住者がこの条約の規定に従ってオーストリアにおいて租税を課することができる所得をオーストリア内において取得する場合には、当該所得について納付されるオーストリアの租税の額は、当該居住者に対して課される日本国の租税の額から控除する。ただし、控除の額は、日本国の租税の額の

うち当該所得に対応する額を超えないものとする。

第二十四条 無差別待遇

1 一方の締約国の国民は、他方の締約国において、租税又はこれに関連する要件であつて、特に居住者であるか否かに関し同様の状況にある当該他方の締約国の国民に課されており、若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外のもの又はこれらよりも重いものを課されることはない。この1の規定は、第一条の規定にかかわらず、いずれの締約国の居住者でもない者にも、適用する。

2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設に対する租税は、当該他方の締約国において、同様の活動を行う当該他方の締約国の企業に対して課される租税よりも不利に課されることはない。

この2の規定は、一方の締約国に対し、家族の状況又は家族を扶養するための負担を理由として当該一方の締約国の居住者に認める租税上の人的控除、救済及び軽減を他方の締約国の居住者に認めることを義務付けるものと解してはならない。

3 第九条1、第十一条6、第十二条4又は第二十一条3の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の企業が他方の締約国の居住者に支払った利子、使用料その他の支払金については、当該一方の締約国

の企業の課税対象利得の決定に当たって、当該一方の締約国の居住者に支払われたとした場合における条件と同様の条件で控除するものとする。

4 一方の締約国の企業であつてその資本の全部又は一部が他方の締約国の一又は二以上の居住者により直接又は間接に所有され、又は支配されているものは、当該一方の締約国において、租税又はこれに関連する要件であつて、当該一方の締約国の類似の他の企業に課されており、若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外のもの又はこれらよりも重いものを課されることはない。

5 第二条の規定にかかわらず、この条の規定は、締約国又はその地方政府若しくは地方公共団体が課する全ての種類の租税に適用する。

第二十五条 相互協議手続

1 一方又は双方の締約国の措置によりこの条約の規定に適合しない課税を受けたと認める者又は受けることになる者とは、その事案について、当該一方又は双方の締約国の法令に定める救済手段とは別に、いずれかの締約国の権限のある当局に対して申立てをすることができる。当該申立ては、この条約の規定に適合しない課税に係る措置の最初の通知の日から三年以内に、しなければならない。

2 権限のある当局は、1に規定する申立てを正当と認めるが、自ら満足すべき解決を与えることができない場合には、この条約の規定に適合しない課税を回避するため、他方の締約国の権限のある当局との合意によつてその事案を解決するよう努める。成立した全ての合意は、両締約国の法令上のいかなる期間制限にもかかわらず、実施されなければならない。

3 両締約国の権限のある当局は、この条約の解釈又は適用に関して生ずる困難又は疑義を合意によつて解決するよう努める。両締約国の権限のある当局は、また、この条約に定めのない場合における二重課税を除去するため、相互に協議することができる。

4 両締約国の権限のある当局は、2及び3に規定する合意に達するため、直接相互に通信すること（両締約国の権限のある当局又はその代表者により構成される合同委員会を通じて通信することを含む。）ができる。

5 (a) 一方又は双方の締約国の措置によりある者がこの条約の規定に適合しない課税を受けた事案について、1の規定に従い、当該者が一方の締約国の権限のある当局に対して申立てをし、かつ、

(b) 当該一方の締約国の権限のある当局が他方の締約国の権限のある当局に対して当該事案に関する協議

の申立てをした日から二年以内に、2の規定に従い、両締約国の権限のある当局が当該事案を解決するための合意に達することができない場合において、

当該者が要請するときは、当該事案の未解決の事項は、仲裁に付託される。ただし、当該未解決の事項についていずれかの締約国の裁判所又は行政審判所が既に決定を行った場合には、当該未解決の事項は、仲裁に付託されない。当該事案によつて直接に影響を受ける者が、仲裁決定を実施する両締約国の権限のある当局の合意を受け入れない場合を除くほか、当該仲裁決定は、両締約国を拘束するものとし、両締約国の法令上のいかなる期間制限にもかかわらず、実施されなければならない。両締約国の権限のある当局は、この5の規定の実施方法を合意によつて定める。

第二十六条 情報の交換

1 両締約国の権限のある当局は、この条約の規定の実施又は両締約国若しくは両締約国の地方政府若しくは地方公共団体が課する全ての種類の租税に関する両締約国の法令（当該法令に基づく課税がこの条約の規定に反しない場合に限る。）の運用若しくは執行に関連する情報を交換する。情報の交換は、第一条及び第二条の規定による制限を受けない。

2 1の規定に基づき一方の締約国が受領した情報は、当該一方の締約国がその法令に基づいて入手した情報と同様に秘密として取り扱うものとし、1に規定する租税の賦課若しくは徴収、これらの租税に関する執行若しくは訴追、これらの租税に関する不服申立てについての決定又はこれらの監督に関与する者又は当局（裁判所及び行政機関を含む。）に対してのみ、開示される。これらの者又は当局は、当該情報をそのような目的のためにのみ使用する。これらの者又は当局は、当該情報を公開の法廷における審理又は司法上の決定において開示することができる。第一文から第三文までの規定にかかわらず、一方の締約国が受領した情報は、両締約国の法令に基づき他の目的のために使用することができる場合において、当該情報を提供した他方の締約国の権限のある当局がそのような使用を許可するときは、他の目的のために使用することができる。

3 1及び2の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対し、次のことを行う義務を課するものと解してはならない。

- (a) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとること。
- (b) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令の下において又は行政の通常の運営において入手すること

ができない情報を提供すること。

(c) 営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにするような情報又は公開することが公の秩序に反することとなる情報を提供すること。

4 一方の締約国がこの条の規定に従って情報の提供を要請する場合には、他方の締約国は、当該情報が自己の課税目的のために必要でないときであっても、当該情報を入手するために必要な手段を用いる。第一文に規定する義務は、3に定める制限に従うが、その制限は、いかなる場合にも、当該情報が自己の課税目的のために必要でないことのみを理由として、締約国が情報の提供を拒否することを認めるものと解してはならない。

5 3の規定は、いかなる場合にも、提供を要請された情報が銀行その他の金融機関、名義人、代理人若しくは受託者が有する情報又はある者の所有に関する情報であることのみを理由として、締約国が情報の提供を拒否することを認めるものと解してはならない。

第二十七条 租税の徴収における支援

1 両締約国は、租税債権の徴収につき相互に支援を行う。この支援は、第一条及び第二条の規定による制

限を受けない。両締約国の権限のある当局は、この条の規定の実施方法を合意によって定めることができる。

2 この条において、「租税債権」とは、次に掲げる租税（その課税がこの条約又は両締約国が当事国となつてゐる他の取極の規定に反しない場合に限る。）の額並びに当該租税の額に関する利子、行政上の金銭罰及び徴収又は保全の費用をいう。

(a) オーストリアについては、

(i) 第二条 3 (a) に掲げる租税

(ii) 付加価値税

(b) 日本国については、

(i) 第二条 3 (b) (i) から (iv) までに掲げる租税

(ii) 復興特別法人税

(iii) 消費税

(iv) 地方消費税

(v) 相続税

(vi) 贈与税

(c) その他の租税で両締約国の政府が外交上の公文の交換により随時合意するもの

(d) (a)から(c)までに掲げる租税に加えて又はこれらに代わってこの条約の署名の日の後に課される租税であつて、(a)から(c)までに掲げる租税と同一であるもの又は実質的に類似するもの

3 一方の締約国の租税債権が当該一方の締約国の法令に基づき執行することができるものであり、かつ、その徴収における支援の要請の時ににおいて当該租税債権を負担する者が当該一方の締約国の法令に基づき当該租税債権の徴収を停止させることができない場合には、当該租税債権は、当該一方の締約国の権限のある当局の要請に基づき、他方の締約国の権限のある当局により徴収のために引き受けられるものとする。当該租税債権は、この3の規定に基づいて当該他方の締約国が要請することができる条件を満たす当該他方の締約国の租税債権であるとした場合と同様に、当該他方の締約国により、当該他方の締約国の租税の執行及び徴収について適用される当該他方の締約国の法令に従って徴収される。

4 一方の締約国の租税債権が当該一方の締約国の法令に基づきその徴収を確保するために当該一方の締約

国が保全の措置をとることができるものである場合には、当該租税債権は、当該一方の締約国の権限のある当局の要請に基づき、他方の締約国の権限のある当局により保全の措置のために引き受けられるものとする。当該他方の締約国は、その保全の措置をとる時において当該租税債権が当該一方の締約国において執行することができないものである場合又は当該租税債権を負担する者がその徴収を停止させる権利を有する場合であっても、当該租税債権が当該他方の締約国の租税債権であるとした場合と同様に、当該租税債権について、当該他方の締約国の法令に従って当該保全の措置をとる。

5 3及び4の規定にかかわらず、3又は4に規定する徴収又は保全の措置のために一方の締約国の権限のある当局により引き受けられた租税債権は、当該一方の締約国において、当該一方の締約国の法令の下で租税債権であるとの理由により適用される時効の対象とされず、かつ、その理由により適用される優先権を与えられない。3又は4に規定する徴収又は保全の措置のために一方の締約国の権限のある当局により引き受けられた租税債権は、当該一方の締約国において、他方の締約国の法令の下で適用される優先権を有するものでない。

6 5の規定にかかわらず、3又は4に規定する徴収又は保全の措置のために一方の締約国の権限のある当

局により引き受けられた租税債権の徴収に当たって当該一方の締約国がとった措置は、当該措置が他方の締約国によってとられたならば当該他方の締約国の法令に従って当該租税債権について適用される時効を停止し、又は中断する効果を有することとなる場合には、当該他方の締約国の法令の下においても同様の効果を有する。当該一方の締約国の権限のある当局は、当該措置をとったことについて当該他方の締約国の権限のある当局に通知する。

7 一方の締約国の租税債権の存在、有効性又は金額に関する争訟の手続は、他方の締約国の裁判所又は行政機関に提起されない。

8 一方の締約国の権限のある当局が3又は4の規定に基づいて要請した後、他方の締約国が関連する租税債権を徴収し、当該一方の締約国に送金するまでの間に、当該租税債権が次の(a)又は(b)の規定に該当しなくなった場合には、当該一方の締約国の権限のある当局は、当該他方の締約国の権限のある当局に対しその事実を速やかに通知し、当該他方の締約国の権限のある当局の選択により、当該一方の締約国の権限のある当局は、その要請を停止し、又は撤回する。

(a) 3の規定に基づく要請については、当該租税債権が、当該一方の締約国の法令に基づき執行すること

ができるものであり、かつ、当該租税債権を負担する者が当該一方の締約国の法令に基づき当該租税債権の徴収を停止させることができないものであること。

- (b) 4の規定に基づく要請については、当該租税債権が、当該一方の締約国がその法令に基づきその徴収を確保するために保全の措置をとることができるものであること。

9 この条の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対し、次のことを行う義務を課するものと解してはならない。

- (a) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとること。
- (b) 公の秩序に反することとなる措置をとること。
- (c) 他方の締約国がその法令又は行政上の慣行に基づき徴収又は保全のために全ての妥当な措置をとっていない場合に支援を行うこと。
- (d) 当該一方の締約国の行政上の負担が他方の締約国が得る利益に比して明らかに不均衡である場合に支援を行うこと。

第二十八条 外交使節団及び領事機関の構成員

この条約のいかなる規定も、国際法の一般原則又は特別の協定に基づく外交使節団又は領事機関の構成員の租税上の特権に影響を及ぼすものではない。

第二十九条 見出し

この条約中の条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであつて、この条約の解釈に影響を及ぼすものではない。

第三十条 効力発生

1 この条約は、両締約国のそれぞれの法令上の手続に従つて承認されなければならない。この条約は、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2 この条約は、次のものについて適用する。

(a) 課税年度に基づいて課される租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税

(b) 課税年度に基づかないで課される租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に課される租税

3 2の規定にかかわらず、第二十七条の規定は、当該規定の対象となる租税が課される日又は当該租税に係る課税年度にかかわらず、この条約が効力を生ずる日から適用する。

4 千九百六十一年十二月二十日にウィーンで署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とオーストリア共和国との間の条約（以下「旧条約」という。）は、2の規定に従ってこの条約が適用される租税について、この条約の適用の日以後、適用しない。

5 この条約の効力発生の際において旧条約第十四条の規定により認められる特典を受ける権利を有する個人は、この条約が効力を生じた後においても、旧条約がなおその効力を有するとした場合に当該特典を受ける権利を失う時まで当該特典を受ける権利を引き続き有する。

6 旧条約は、この条の規定に従って適用される最後の日に終了する。

第三十一条 終了

この条約は、一方の締約国によって終了させられる時まで効力を有する。いずれの一方の締約国も、この条約の効力発生の日から五年の期間が満了した後に開始する各暦年の末日の六箇月前までに、外交上の経路を通じて他方の締約国に対し書面による終了の通告を行うことにより、この条約を終了させることができ

る。この場合には、この条約は、次のものにつき適用されなくなる。

(a) 課税年度に基づいて課される租税に関しては、当該通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税

(b) 課税年度に基づかないで課される租税に関しては、当該通告が行われた年の翌年の一月一日以後に課される租税

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの条約に署名した。

二千十七年一月三十日にウィーンで、英語により本書二通を作成した。

日本国のために

小井沼紀芳

オーストリア共和国のために

ハンス・ヨルグ・シェリング

議定書

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とオーストリア共和国との間の条約（以下「条約」という。）の署名に当たり、日本国及びオーストリア共和国は、条約の不可分の一部を成す次の規定を協定した。

1 条約第五条4の規定に関し、企業に属する物品若しくは商品の引渡しのためにのみ施設を使用すること又は企業に属する物品若しくは商品の在庫を引渡しのためにのみ保有することは、これらの活動が準備的又は補助的な性格のものである場合に限り、恒久的施設を構成するものとはされないことが了解される。

2 条約第一条3及び第七条の規定に関し、

(a) 条約第一条3を、両締約国の政府が外交上の公文の交換により合意する日において、次のように改める。

3 この条約は、第七条3、第九条、第十八条、第十九条、第二十三条から第二十五条まで及び第二十八条の規定に基づいて認められる特典に関する場合を除くほか、一方の締約国の居住者に対する当該

一方の締約国の課税に影響を及ぼすものではない。

(b) 条約第七条1から6までを、(a)に規定する日において、次のように改める。

1 一方の締約国の企業の利得に対しては、その企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行わない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行う場合には、2の規定により当該恒久的施設に帰せられる利得に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 この条及び第二十三条の規定の適用上、各締約国において1に規定する恒久的施設に帰せられる利得は、企業が当該恒久的施設及び当該企業の他の構成部分を通じて果たす機能、使用する資産及び引き受ける危険を考慮した上で、当該恒久的施設が同一又は類似の条件で同一又は類似の活動を行う分離し、かつ、独立した企業であるとしたならば、特に当該企業の他の構成部分との取引においても、当該恒久的施設が取得したとみられる利得とする。

3 一方の締約国が、いずれかの締約国の企業の恒久的施設に帰せられる利得を2の規定により調整

し、それに伴い、他方の締約国において租税を課された当該企業の利得に租税を課する場合には、当該他方の締約国は、その利得に対する二重課税を除去するために必要な範囲に限り、その利得に対して当該他方の締約国において課された租税の額について適当な調整を行う。この調整に当たっては、両締約国の権限のある当局は、必要があるときは、相互に協議する。

4 他の条で別個に取り扱われている所得が企業の利得に含まれる場合には、当該他の条の規定は、この条の規定によって影響されることはない。

(c) (a)及び(b)の規定によってそれぞれ改正される条約第一条3及び第七条1から4までの規定は、(a)に規定する日以後に開始する各課税年度の企業の利得について適用する。(a)及び(b)の規定によって改正される条約第一条3及び第七条1から4までの規定が適用されるまでは、改正前の条約第一条3及び第七条1から6までの規定を引き続き適用する。

3 条約第十五条の規定に関し、同条の規定は、法人の取締役会又はこれに類する機関の構成員が監督的又は管理的な機能を果たすか否かにかかわらず、同条に規定する支払金に対して適用されることが了解される。

4 条約第十八条の規定に関し、同条において、一方の締約国の「法令上の組織」とは、次のものをいう。

(a) オーストリアについては、

(i) オーストリア連邦産業院

(ii) 両締約国の政府が外交上の公文の交換により合意する機関

(b) 日本国については、両締約国の政府が外交上の公文の交換により合意する機関

5 条約第二十五条5の規定に関し、

(a) 両締約国の権限のある当局は、仲裁の要請が行われた事案によつて直接に影響を受ける者の作為若しくは不作為が当該事案の解決を妨げる場合又は両締約国の権限のある当局及び当該者が別に合意する場合を除くほか、条約第二十五条5に規定する仲裁の要請から二年以内に仲裁決定が実施されることを確保するため、仲裁手続を合意によつて定める。

(b) 仲裁のための委員会は、次の規則に従つて設置される。

(i) 仲裁のための委員会は、国際租税に関する事項について専門知識又は経験を有する個人である三人の仲裁人により構成される。

(ii) 各締約国の権限のある当局は、いずれかの締約国の国民であるか否かを問わず、それぞれ一人の仲裁人を任命する。両締約国の権限のある当局が任命する二人の仲裁人は、両締約国の権限のある当局が合意する手続に従い、仲裁のための委員会の高となる第三の仲裁人を任命する。

(iii) いずれの仲裁人も、いずれの締約国の税務当局の職員でもあつてはならず、及び仲裁の要請が行われた事案にこれまでいかなる資格においても関与した者であつてはならない。第三の仲裁人は、いずれの締約国の国民でもあつてはならず、いずれの締約国内にも常用の住居を有してはならず、及びいずれの締約国によつても雇用されたことがあつてはならない。

(iv) 両締約国の権限のある当局は、仲裁手続の実施に先立つて、全ての仲裁人が、各締約国の権限のある当局に対して送付する書面において、条約第二十六条2及び両締約国の法令に規定する秘密及び不開示に関する義務と同様の義務に従うことに合意することを確保する。

(v) 各締約国の権限のある当局は、自らが任命した仲裁人の費用及び自国の費用を負担する。第三の仲裁人の費用その他の仲裁手続の実施に関する費用については、両締約国の権限のある当局が均等に負担する。

- (c) 両締約国の権限のある当局は、全ての仲裁人に対し、仲裁決定のために必要な情報を不当に遅滞することなく提供する。
- (d) 仲裁決定は、次のとおり取り扱う。
 - (i) 仲裁決定は、先例としての価値を有しない。
 - (ii) 仲裁決定は、いずれかの締約国の裁判所による最終的な決定によって当該仲裁決定が無効とされる場合を除くほか、確定する。仲裁決定が無効とされる場合には、条約第二十五条5の規定に基づく仲裁の要請は、行われなかったものとし、仲裁手続 (b)(iv) 及び (v) の規定に係るものを除く。) は、行われなかったものとする。この場合には、両締約国の権限のある当局が新たな仲裁の要請は認められない旨を合意する場合を除くほか、新たな仲裁の要請を行うことができる。
- (e) 仲裁のための委員会がある事案の決定を両締約国の権限のある当局及び当該事案について仲裁の要請を行った者に対して送付するまでに当該事案が次の (i) から (iii) までの規定のいずれかに該当することとなる場合には、当該事案に関する条約第二十五条に基づく手続は、終了する。
 - (i) 両締約国の権限のある当局が、条約第二十五条2の規定に従い、当該事案を解決するための合意に

達する場合

- (ii) 当該者が仲裁の要請を撤回する場合
- (iii) 仲裁手続中に、当該事案についていずれかの締約国の裁判所又は行政審判所が決定を行う場合
- (f) 当該事案によつて直接に影響を受けるいずれかの者が、仲裁決定を実施する両締約国の権限のある当局の合意に関する通知が当該者に送付された日の後六十日以内に、裁判所若しくは行政審判所に対し当該合意において解決された全ての事項に関する訴訟若しくは審査請求を取り下げない場合又は当該合意と整合的な方法で当該事項に関する係属中の訴訟手続若しくは行政手続を終了させない場合には、当該事案に関する仲裁決定を実施する両締約国の権限のある当局の合意は、当該事案によつて直接に影響を受ける者により受け入れられなかったものとし、当該事案について両締約国の権限のある当局による更なる検討は、行われない。
- (g) 条約第二十五条5及びこの5の規定は、条約第四条3の規定に該当する事案については、適用しない。

6 条約第二十六条の規定に関し、一方の締約国は、弁護士その他の法律事務代理人がその職務に関してそ

の依頼者との間で行う通信であつて、当該一方の締約国の法令に基づいてその開示について保護されるものに関する情報については、その提供を拒否することができることが了解される。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

二千十七年一月三十日にウィーンで、英語により本書二通を作成した。

日本国のために

小井沼紀芳

オーストリア共和国のために

ハンス・ヨルグ・シェリング